

回 答 書

番号 11 曽我 好則 議員

質問事項 1 入札制度の見直しについて

建設工事の入札においては、これまで、県や他市の状況を見ながら制度の見直しに取り組んできており、昨年4月には、最低制限価格制度の最低制限基準価格から2%下回る額を入札書比較最低制限価格とする算定方法を廃止する改正を行ったところです。

昨年6月には、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正により、地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査及び設計の業務について、建設工事と同等の品質の確保が必要であるということが明確に位置付けられました。

これらを踏まえて、建設コンサルタント等の業務委託に係る入札制度について検討した結果、本市においては、低入札価格調査制度と同様にダンピング受注による下請けへのしづ寄せや労働条件の悪化の防止等を図ることができる最低制限価格制度を令和2年4月1日から導入することとします。

この制度の導入にとどまらず、今後も、将来的な品質確保と担い手の中長期的な育成が図れるよう制度の導入や見直しに努めてまいりたいと考えております。

(担当部署：入札検査室)